ロ　当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間（建築物が通常の火災による周囲への延焼を防止することができる時間をいう。以下この条において同じ。）が、当該建築物の主要構造部及び外壁開口部設備（以下この号ロにおいて「主要構造部等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

二　防火地域内にある建築物のうち階数が二以下で延べ面積が百平方メートル以下のもの又は準防火地域内にある建築物のうち階を除く階数が三で延べ面積が千五百平方メートル以下のもの若しくは地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下のもの　次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ　主要構造部が第百七条の二各号又は第百九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ロ　当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の主要構造部等がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該主要構造部等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

三　準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（木造建築物等に限る。）　次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ　外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分が第百八条各号に掲げる基準に適合し、かつ、外壁開口部設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、当該外壁開口部設備が加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであること。ただし、法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備については、この限りでない。

ロ　当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分並びに外壁開口部設備（以下この号において「特定外壁部分等」という。）がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該特定外壁部分等の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

四　準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が二以下で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（木造建築物等を除く。）　次のイ又はロのいずれかに掲げる基準

イ　外壁開口部設備が前号イに掲げる基準（外壁開口部設備に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ロ　当該建築物の主要構造部、防火設備及び消火設備の構造に応じて算出した延焼防止時間が、当該建築物の外壁開口部設備がイに掲げる基準に適合すると仮定した場合における当該外壁開口部設備の構造に応じて算出した延焼防止時間以上であること。

五　高さ二メートルを超える門又は塀で、防火地域内にある建築物に附属するもの又は準防火地域内にある木造建築物等に附属するもの　延焼防止上支障のない構造であること。

第百三十六条の二の二中「第六十三条」を「第六十二条」に、「次の各号」を「次に掲げるもの」に、「）に掲げるもの」を「に掲げるもの）」に改める。

第百三十六条の二の三を次のように改める。

**第百三十六条の二の三**　削除

第百三十六条の二の四中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条第六項」に改める。

第百三十六条の二の五第一項第十二号イ(1)中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改める。

（法第五十三条第三項第一号イに規定する耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。）又は準耐火建築物等（同号ロに規定する準耐火建築物等をいう。ロにおいて同じ。）」に改め、同号イ(2)中「設けられる等」を「設けられていることその他の」に改め、同号ロ中「次の」を削り、「耐火建築物及び準耐火建築物」を「耐火建築物等及び準耐火建築物等」に改め、同号ロ(1)中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等又は準耐火建築物等」に改め、同項第十四号中「範囲を」を「範囲は、」に、「とする等」を「とすることその他の」に改め、同項第十五号ロ中「設ける等」を「設けることその他の」に改める。

第百三十六条の二の十一第一号イ(1)中「及び法第六十二条第二項」を削り、「第六十六条並びに法第六十七条の二」を「第六十四条並びに法第六十六条」に、「第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号イ(2)中「第五章の三まで」を「、第五章の三」に改め、同号ロ(2)中「第百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第百二十九条の二の四第三項第三号及び第百二十九条の二の五第二項第六号」を「第百二十九条の二の四第三項第三号を除き、第百二十九条の二の三第二号及び第百二十九条の二の四第二項第六号」に改め、同条第二号の表(一)の項中「、法第三十七条及び法第六十四条」を「及び法第三十七条」に、「第十三項及び第十五項」を「第十一項ただし書、第十八項及び第二十項」に、「並びに第百三十六条の二の三」を「、第百三十六条の二第三号イ並びに第百三十七条の十第四号」に改め、同表(三)の項及び(四)の項中「第百二十九条の二の四第二号」を「第百二十九条の二の三第二号」に改め、同表(六)の項中「第百二十九条の二の四第二号」を「第百二十九条の二の四第一項第四号」に、「第百二十九条の二の五第一項第四号」を「第百二十九条の二の四第一項第四号」に改め、同表(七)の項中「第百二十九条の二の四第二号」を「第百二十九条の二の三第二号」に、「第百二十九条の二の七」を「第百二十九条の二の六」に改める。

第百三十七条中「第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に、「規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ」を「規定は」に改める。

第百三十七条の二第一号イ(2)及びロ(2)並びに同条第三号イ(1)中「第百二十九条の二の四」を「第百二十九条の二の三」に改める。

第百三十七条の三の見出し中「防火壁」の下に「及び防火床」を加える。

第百三十七条の十中「第六十一条」の下に「（防火地域内にある建築物に係る部分に限る。）」を加え、「第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

四　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。）で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）を設けること。

五　増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

第百三十七条の十一中「第六十二条第一項」を「第六十一条（準防火地域内にある建築物に係る部分に限る。）」に改め、同条に次の二号を加える。

四　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

五　増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。

第百三十七条の十二第二項中「第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第三条第二項の規定により法第六十一条の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。

一　大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備を設けること。

二　大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備が設けられていること。